


東近江市 (滋賀県)

(2006年1月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：114,395人 (高齢化率 ⁽²⁾ 17.8%)	面積 ⁽³⁾ ：383.36k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：24人 (法定上限 34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,366人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.625	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：89.4%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：45,923,741千円		
うち、地方税 14,296,787千円、地方交付税 8,333,550千円		
合併特例債発行予定額 25,000百万円 / 同限度額 53,670百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業 4.8%、第二次産業 52.3%、第三次産業 42.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2005年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：職員課。 (6)(7)：財政課。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧東近江市	77,362人	20.9%	317.57k m ²	24人	669人	0.64	89.0%
旧能登川町	22,705人	8.7%	31.12k m ²	12人	191人	0.59	82.5%
旧蒲生町	14,328人	15.5%	34.64k m ²	16人	99人	0.54	79.4%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p style="padding-left: 20px;">日常生活圏を共にし、2町の住民意向についても東近江市との合併を望み、それぞれの市町が合併の必要性を認識した。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p style="padding-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="padding-left: 40px;">住民理解を得るため、市町により住民説明会、アンケート調査等を行った。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="padding-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="padding-left: 40px;">関係市長の首長が、住民説明会や各種会合等で合併の必要性を説明。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
<p>2000.11 安土町・五個荘町・能登川町が東近江地域3町合併等研究会設置→2001.4 任意協議会→2002.1 法定協議会→2002.12 解散</p> <p>2001.1 八日市市・蒲生町・日野町・永源寺町が東近江東部地域行政研究会設置→2002.4 法定協議会→2001.12 近江八幡、2002.2 愛東町・湖東町参画申し入れ→2003.3 解散</p> <p>2003.8 蒲生町・日野町まちづくり研究会→2003.10 法定協議会→2004.8 解散</p>	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<p>2001.1 八日市市・蒲生町・日野町・永源寺町が東近江東部地域行政研究会設置→2002.4 法定協議会→2001.12 近江八幡、2002.2 愛東町・湖東町参画申し入れ→2003.3 解散</p> <p>2003.8 蒲生町・日野町まちづくり研究会→2003.10 法定協議会→2004.8 解散</p> <p>新たな合併協議は無い。</p>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
<p>2004.10 能登川町長選挙で合併推進派の新人が当選し、合併協議の申し入れがされた。</p> <p>2004.11 蒲生町で住民意向調査を実施し、東近江市との合併を望むが半数以上あり合併協議の申し入れがされた。</p>	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2004年11月26日～2005年3月1日）	
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各2名（但し能登川町・蒲生町にあつては5名）、都道府県職員（東近江地域振興局長） 計42名
運営上の工夫	ホームページの開設、協議会だよりの発行、合併建設計画概要版の作成・配布、住民説明会向け合併協議経過の発行、各市町広報紙等による情報提供、報道機関への資料提供。
(6) 法定協議会（設置期間：2005年3月1日～2005年12月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各2名（但し東近江市にあつては6名）、住民各5名（但し東近江市にあつては10名）、都道府県職員（東近江地域振興局長） 計34名
運営上の工夫	ホームページの開設、協議会だよりの発行、合併建設計画概要版の作成・配布、住民説明会向け合併協議経過の発行、各市町広報紙等による情報提供、報道機関への資料提供。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年12月 05年1月 04年12月 04年12月 04年12月
合意：	04年12月 05年2月 04年12月 04年12月 04年12月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特になし。	

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>2月11日に1市4町が合併したところであり、旧能登川町・旧蒲生町が旧東近江市にスムーズに参加できる方法であるため。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>合併特例法の適用期限、1市2町の議会での合併議決後の手続きに要する期間、合併準備・移行のための手続、電算統合、窓口業務の長期休業期間の利用、市議会議員増員選挙等を考慮した。</p>	<p>2006年1月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続・理由></p> <p>決定手続：検討協議会による協議。</p> <p>選定理由：2005.2.11に1市4町が合併し東近江市が誕生する。1市4町およびその後の手続きがスムーズに進む方法であるため。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>2005.2.11に1市4町が合併し東近江市が誕生する。1市4町の新事務所の位置が官公署の配置状況や商業経済の集積状況・都市基盤の整備状況等を勘案し、旧八日市市役所に決定しており、その後の手続きがスムーズに進むため。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画 (計画の対象：<u>全市</u> or 編入された区域)</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 合併特例法により、新たなまちづくりのための特例債は、合併後10年間にわたって活用できることとなっている。この特例債を活用しつつ、合併後の行政サービスの向上、都市基盤の整備を進めて行くため、計画の期間について10年間とした。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>東近江市の新市まちづくりの理念に沿って、両町の総合発展計画の内容を踏まえて策定。住民アンケートの実施。</p> <p>また、素案を具体的に検討する中、両町の合併協議会委員と事務局が懇談する場を持ち、アンケートの結果だけでは把握できない部分も取り入れた。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>特になし。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働によるまちづくりを推進するしくみづくりとして、まちづくり協議会も設置支援を提案。 ・情報基盤の拡充、地域の一体感の醸成、まちづくり活動の推進等を図るためCATV事業を主要事業に位置づけている。 	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>東近江市の新市まちづくりの理念に沿って、両町の総合発展計画の内容を踏まえて策定。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	45,474	11,428	11,893	11,983
地方税	14,876(32.7)	4,273(37.4)	4,351(36.6)	4,376(36.5)
地方交付税	10,112(22.2)	3,176(27.8)	3,492(29.4)	3,483(29.1)
歳出合計	44,277	11,428	11,893	11,983
人件費	9,278(21.0)	2,582(22.6)	2,484(20.9)	2,518(21.0)
(参考：一般職員数)	(959人)	(-)	(-)	(-)
公債費	4,522(10.2)	1,447(12.7)	1,650(13.9)	1,456(12.2)
普通建設事業費	10,556(23.8)	1,430(12.5)	1,440(12.1)	1,760(14.7)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。今後、新市建設計画を基本に各地域の位置づけを行っていくこととし、新たな区域指定の協議を進める。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全5号。配布方法：新聞折込 窓口配布） ・HPの開設（2004年12月開設、随時更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
[旧蒲生町のみ] (名 称)：市町村合併アンケート (時 期)：2004年11月1日～10日 (対象者)：20歳以上で住民登録のある者、永住外国人 (方 法)：アンケート方式 (郵送)・訪問	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：滋賀県合併支援特例交付金 100,000千円（2005年度から5年間） 滋賀県合併検討事業費補助金 3,332千円（2004・2005年度） 人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	1,500千円
委託内容	合併建設計画策定業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数9人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	新しい東近江市の均衡ある発展を目指すため定数特例を採用した
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年7月19日まで特例措置を適用)・無
その理由	1市2町の農業委員の任期が7/19までであり特例を活用し、改めて選挙を行うこととした。旧能登川町及び旧蒲生町について各5人の委員が、

	東近江市農業委員会の委員の残任期間、東近江市農業委員会の委員として引き続き在任する。在任する委員は、能登川町及び蒲生町の現在の農業委員会で互選により選出。	
(3) 三役		
旧東近江市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。	
旧能登川町	町長、助役、収入役は失職。	
旧蒲生町	町長、助役、収入役は失職。	
(4) 一般職		
定員管理	＜新規採用の抑制＞新規採用抑制により 15 年で約 200 人削減。	
給与の調整	＜編入する東近江市の基準に統一する。(給与表の適用にあつては段階的に在職者調整を行う)＞	
役職の調整	編入する旧東近江市の例に倣い調整を行った。(勤続年数・役職等を考慮して調整を行った。)	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧東近江市	1 出張所→引き続き出張所として設置。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	旧市町単位（旧八日市は公民館単位）に「まちづくり協議会」を設置し、住民主導によるまちづくりを進めている。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税法人税割	旧東近江市 14.70%（法人税 1 億以上等） 13.70%（前段以外） 旧能登川町 13.50% 旧蒲生町 14.00%	旧東近江市に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする 下水道は旧東近江市の制度・方針に統一する）		
上水道料金	旧能登川町、旧蒲生町の水道料金については、東近江市全体の施設計画、財政計画に基づき料金を統一するよう、合併後段階的に調整。	
下水道料金	下水道の使用料及びその算定方法については、合併時に東近江市の制度に統一。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：旧東近江市の制度・方針に統一する）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：2006 年度より統一する） （※東近江市は 2005 年 2 月 11 日に 1 市 4 町が合併済。1 市 4 町の合併前の状況も記載）		
賦課徴収方法	旧八日市市：保険料 旧永源寺町：保険税 旧五個荘町：保険税 旧愛東町：保険税	2006 年度から保険料方式に統一。

	旧湖東町 : 保険税 旧能登川町 : 保険税 旧蒲生町 : 保険税	
所得割	旧八日市市 : 7.5% 旧永源寺町 : 6.0% 旧五個荘町 : 4.9% 旧愛東町 : 5.0% 旧湖東町 : 4.2% 旧能登川町 : 6.2% 旧蒲生町 : 5.4%	7.5%に統一。
資産割	旧八日市市 : 無し 旧永源寺町 : 30% 旧五個荘町 : 14% 旧愛東町 : 19% 旧湖東町 : 30% 旧能登川町 : 13% 旧蒲生町 : 22%	新市では行わない。
均等割	旧八日市市 : 25,800 円 旧永源寺町 : 26,200 円 旧五個荘町 : 23,000 円 旧愛東町 : 25,000 円 旧湖東町 : 24,600 円 旧能登川町 : 26,000 円 旧蒲生町 : 24,600 円	25,800 円に統一。
平等割	旧八日市市 : 25,200 円 旧永源寺町 : 24,900 円 旧五個荘町 : 25,000 円 旧愛東町 : 25,200 円 旧湖東町 : 25,200 円 旧能登川町 : 24,000 円 旧蒲生町 : 23,200 円	25,200 円に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針 : 2006 年度より統一する)		
第 1 号被保険者の 月額基準保険料	旧八日市市 : 3,333 円 旧永源寺町 : 3,300 円 旧五個荘町 : 2,700 円 旧愛東町 : 2,840 円 旧湖東町 : 2,800 円 旧能登川町 : 2,950 円 旧蒲生町 : 2,750 円	2006 年度の保険料改定に 合わせ、適切な保険料を算定し統 一する。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	旧東近江市の合併時に新規システムを構築しており、旧東近江市のシ ステムに統一した。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	同一名称となることを区別するため変更した。また旧市町名を残したい地域があったので、住民意向を確認した後に、一部地域では字名の前に旧町名を加えた。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：1,499百万円/4年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2007年3月議会で議決予定）
総合計画	策定作業中（2006年度末に策定予定）
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化> 各専門職員を配置することができ、今後多様化・専門化してゆく行政システムに対応できる体制作りが可能となった。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> これまでも近隣市町と一体的で均衡のある発展に努めてきたが、合併により行政圏が広がったことで、さらに広域的視点に立ってまちづくりが進められる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 特別職、一般職、議員等の人員削減ができ、人件費の圧縮が図れると共に、各種電算システム・ネットワークが構築でき経費削減が図れる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 支所に住民サービスに直接影響する機構を残し、ほとんどが支所で対応できる体制を整備した。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する> 情報基盤のインフラ整備を行い、均衡のとれた発展をする素地を作るとともに、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進める組織を構築する。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 企画部内に文化政策担当を配置、支所に地域振興課を設置し、連携して各地域の文化・歴史・伝統を残せる体制整備を行った。</p>	
(5) 残された課題	
<p>都市計画税が課税されている地域とされていない地域があり、その調整がついていない。 上水道料金について、旧市町の従前の料金となっており、その調整がついていない。 市域が広がったことにより、消防・水道等の一部事務組合が地域によって異なり、その調整を行う必要がある。</p>	